

タカタ株式会社への対応について

1. これまでの経緯等

(1) タカタ株式会社の概要

- ・昭和 8 年(1933 年)に滋賀県彦根市において織物工場として創業。昭和 35 年(1960 年)に日本初の 2 点式シートベルトの製造を開始。シートベルトやエアバッグといった自動車関連部品の製造販売において世界有数のシェアを誇る。
- ・本社は東京。県内 2 市 1 町(彦根市、長浜市、愛荘町)に事業所を有し、約 1,000 人の方を雇用。

(2) 民事再生法適用申請に至るまでの経緯

- ・平成 19 年頃から米国においてエアバッグの不具合による事故をきっかけにリコール問題が発生し、世界各地に拡大。
- ・平成 29 年 6 月 26 日に開いた臨時取締役会において、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請することを決定し、同日申請・受理。

2. 県における対応

6 月 26 日の民事再生法の適用申請を受けて、6 月 27 日に知事を本部長、滋賀労働局長および副知事を副本部長とする「滋賀県総合経済・雇用対策本部本部員会議」を開催し、県における対応等を確認。

(1) 中小企業等の相談窓口の設置

資金繰り等に関する相談窓口として「タカタ株式会社関連相談窓口」を、滋賀県信用保証協会、県内各商工会議所、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、滋賀県産業支援プラザに設置。

(2) 滋賀県中小企業振興資金の貸付

国のセーフティネット保証第 1 号に対応した、県の「セーフティネット資金」とあわせて、取引縮小等により、売上が減少した場合についての県独自の「緊急経済対策資金」による支援を実施。

(3) 情報収集等の実施

国、市町、経済団体等との連携を密にし、引き続き情報収集に努めるとともに、地域経済や雇用への影響が最小限になるよう必要な対策を実施。

3. 情報収集の状況

(1) タカタ株式会社からの説明

- ・6 月 28 日にタカタ株式会社の役員が知事を訪問。これまでの経緯と今後も雇用や事業活動を維持していくことを説明。
- ・知事からは、①派遣会社、請負企業、協力工場を含めた働く方々の雇用の維持、②取引企業の受発注の継続、③福祉や障害者雇用の仕事に影響がないよう対応。以上 3 点を要請。

(2) 関係機関等の情報

- ・滋賀労働局、県内市町、各関係機関等からは随時情報収集を実施。